

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録第八号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 上林山 榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 茂君

理事神田 博君 理事始関 伊平君

理事中川 俊思君 理事岡田 利春君

理事多賀谷 眞裕君 理事中村 重光君

齋藤 邦吉君 中村 幸八君

井手 以誠君 滝井 義高君

細迫 兼光君 松井 政吉君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

労働大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

通商産業事務官 (石炭局長) 中野 正一君

通商産業事務官 (公益事業局長) 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (職業安定局長) 三治 重信君

委員外の出席者

通商産業事務官 (石炭局炭政課長) 井上 亮君

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号) 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号) 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○上林山委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、前會に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手委員 本日は合理化計画と雇用の問題その他伺いたいと思います。

通産大臣に聞きたい点がたくさんあります。まだ見えませんので、雇用の方から若干伺いたいと思います。

雇用の促進事業団の関係ですが、今度の離職者対策の一つの柱になっております住宅建設八千戸の問題ですが、あれはどういうふうな御計画ですか。いつごろから建設にかかって、いつごろまでに八千戸が上がり、そして建設費用はどのくらいのものか、賃貸がどういふ約束の内容にお考えになつておられるのか、かいつまんでお話をいただきたいと思つております。要点だけいいです。

○三治政府委員 今年度の補正で入れました五千戸につきましては、土地は

全部選定済みでございます。一部入札に付しました。それからあとの三千戸も、現在ほぼ土地が確定と申してもいいような状況になっております。従つて五千戸につきましては、本年のおそくも八月までには全部完成する予定にしております。それからあとの三千戸につきましては、秋までには完成する目途で今計画を進めております。

それから、これは全部鉄筋コンクリートのアパートでございます。大

体一棟四十世帯を標準にしておりまして、一世帯当たり大体九十二万強の予算で建築をするつもりでございます。

○井手委員 建設敷地の単価が非常に安いので、坪五千円とかで非常に困つておるといふ話を聞きましたが、その点はどうなのか、家賃はどれくらいであるか、それから入居の期間はどれくらいか、それからお伺いいたします。

○三治政府委員 予算単価といたしましては、土地の購入費は一万円で組んでございますが、これは各地の協力していただくところによつて高低がございます。それから入居の期間は原則で一年でございますが、これは建設省との協定で、できるだけ再就職者にあつて融資並びに自家建築、また公営住宅と

いふのに逐次引き取つていただくことにしておりますが、その家が、永久住宅が確保されぬものは、そういう一年の期間にとらわれず、入居していただく予定にしております。家賃は約三千円であります。

○井手委員 大臣、今の住宅の問題ですが、問題になりますのは、入居の期間の一年であります。今説明があつたように、建設省関係の住宅の手配がで

きなければ延長することを容認いたしておるといふ話であります。離職者に対しては一年しか期間を与えないか、こゝろは非常に冷たいじゃないか、こゝろは非常に高いのか、今の住宅の事情から申しますと、一応のめどにしても一年という期間を定めることは、今の離職者対策としてはおもしろくないことですから、一つこの際これを改めていただきたい。もし二年とか五年とかいうことが言えないなら、その点の余裕を持たせる大臣の説明をせひしてもらわなければならぬ。これは何回も申し上げません。住宅で困つておられるから八千戸建てようというのです。それが離職者対策のきめ手だともいわれておる。その住宅に

たつた一年しか原則としておらせないという建前が、私は気に食わないのであります。そういう点をよくお含みになつてお答えをいただきたい。

○大橋國務大臣 元來、今の行政機構といたしましては、住宅の建設事務は全体を統轄して、国においては建設省で所掌いたすことに相なつておるのであります。しかしながら今回の離職者対策につきましては、やはり雇用問題について所掌いたしております労働省自身が就職の際の住宅のお世話をしなければ、雇用の円滑を期したいという特別な理由によりまして、政府の

間の話し合ひで、この離職者住宅は労働省の關係の予算に相なつたのでござ

います。そこで、それでは何年入居するかという問題でございますが、これは建設省の立場もござりますので一応一年間といたします。この一年間というのは、一年間の間に建設省が責任を持つて引き取るべき住宅をお世話する

でございますから、一年たちましても建設省の方で住宅の世話が困難であるという場合におきましては、労働省といたしましては、建設省の住宅の準備ができてからそちらへ移転ができるまでは、どこまでもお世話をしよう、こゝろを考慮してござります。従いまし

て、建前といたしましては一年間ということ

で御承知をいただきたいと思つてお

るのであります。しかし、これがためにせつ

かつ就職した人の住宅に非常な御不便をかけるという事は絶対ないとい

うことを申し上げてよろうと思つて

ます。

○井手委員 非常に問題があります。大臣のたたいまのお話によれば、労働省が責任を持つてお世話を、こ

ういうことでありますから、それを信

頼いたしておきます。

次に、きのう中村委員からお話があり

ました。三十七年度の再就職の計画

でありました。もう一ぺん念のために申

し上げておきたいと思つて、三十

七年度の離職者の新規の求職者数は三

万二千六百人ですか。

○三治政府委員 その通りでござ

い

ます。

○井手委員 これに対して繰り越しが一万六千三百人、合わせて求職者総数四万八千九百人。この四万八千九百人に対して、本年度中に再就職可能な見通しが三万五千人、それからどうしてもお世話できない繰り越しが一万八千四百人、これに間違いございませんか。

○三治政府委員 再就職計画はその通りでございます。

○井手委員 本年度予定されておる三万五千人の就職見込み数、このうち今日までどのくらい就職ができておるか。

○三治政府委員 十二月末の実績によりますと、安定所紹介が一万一千九百七十人、その内訳は、政府機関等の採用が二百人、会社あつせん及び自己就職者数のうち、会社あつせんが約五千人でございます。

○井手委員 今の御説明ははつきりしない点がありましたが、十二月末現在で一万一千九百七十人あつせんができておる、こういうことでありますか。

○三治政府委員 さようでございませぬ。

○井手委員 そういたしますと、三万五千人就職をあつせんしなければならぬ見通しに対して、今一万二千八十八人あつせんができていない、あと二万人就職させねばならぬことになるわけですね。それは間違いございませんか。

ざいます。それから……。

○井手委員 ちよつと途中ですが、私がお伺いしているのは一番近い統計で確実に再就職ができた実績は幾らかという点なわけです。

○三治政府委員 約二万人になると思っています。自己就職者数につきまして集計がまだできておりませんが、会社あつせんや安定所の紹介が一万七千人、これは実績でございます。自己就職の者についての統計資料はちよつと持ち合わせておりませんので……

○井手委員 三万五千人の就職、これは三十七年度の計画を二月末に審議にかけておるので、労働省としては相当の確実性を持たなくてはならぬと思つて、三万五千人の見込みに対して今日まで自己就職を除いて一万七千人です。大臣、あと一カ月で一万三千人の就職が可能ですか。いかがでございますか。

○三治政府委員 自己就職も入れて約二万人が実績として出ておりますが、このほかに自営及びリタイアというものをいれまして、合計約二万二千八百五十人が帰趨がついたものと思つております。

○井手委員 二万二千八百五十人、そうしますと、七千二百人くらいの残があるわけですね。それは大丈夫だとおつしやるわけですか。

○三治政府委員 一―三月でそれだけ再就職並びに帰趨を明らかにしたいと思つています。

○井手委員 大臣にお伺いいたしますが、繰り越しは一万八千人見込まれております。私は、再就職ができるかどうかということが、石炭政策の一番大事な点であると考えられます。そこに

有沢調査団の苦勞もあつたと考へるの

でありませぬ。炭鉱をつぶすだけならば簡単でしょう。しかしつぶした跡始末の離職者対策をどうするかという点に、私は今度の石炭政策の山があると

思つております。そうであるのに、繰り越しを一万八千名も見ておられるのはおかしな感じがしませんか。やはり計画をしてもなかなか思う通りには

ならないでしよう。やつてみてもなかなか困難だ、条件が整わないという人のために、いわゆる就職手帳というものが発行され、そういう建前でなければ

ならないと思つております。一万八千人も三十八年に繰り越すという計画そのものが、私は間違いじゃないかと思つて

おります。○大橋國務大臣 御承知のごとく、この離職者の発生は、年度の初めに一時に出まして、そしてそれをその年度中

かかって消化するということでございます。まあ、年度の初めから年度の末まで絶えず出て参るわけでございます。それに対して労働省といつたしましては、職業指導、職業訓練等を行ない

度はできておると思つて、計画が

進められておるようになつておりますのでお伺いいたしますが、三十八年度に新たに就職を求める見込みの数はどのくらいであるか。それから、それに対しての最終計画はどうであるか、その点をお伺いいたします。

○三治政府委員 新規に離職される方の見込みは、今通産省と検討中でございますが、今年度のほぼ実績と思つておられる三万二千六百名より若干少なくな

るのではないかと、いふふうなところで、今調整中でございますが、労働省といつたしましては、職業紹介を現在い

ろいろ分析検討中でございますが、大體安定所の紹介目標を一万八千人程度にしたい、その他いろいろ会社あつせん

の見込み、それから通産省と、産炭地振興事業などの程度吸収できるか、最終的に詰めて入つておまして、でき

る限り新年度の初めに石炭鉱業審議会に出したいというふうな考へております。

の数は、検討中と申し上げざるを得

ないわけでありませぬ。われわれの再就職計画につきましての一応の概略の見込みといたしまして、先ほど申し上げましたように、安定所の紹介目標を

一万八千人程度、その中で政府及び地方公共団体の雇用の見込みが二千八百人、それから石炭の各社のあつせん

人、自己就職をどの程度見込むか、今この点につきましては、各会社並びに自己就職のいろいろの実績を検討中

でございます。これも発生の状況によつて数が変わってくるかと思つて、やはり八、九千人は見込めるのじやないかと思つておりますが、このことは

まだ一番詰りが終わつておりませぬ。それからもしも大體ことしより若干少ない程度の離職者の見込みということになり

ますと、従来の例からいいますと、帰農とか、自営、退職の数は大體三千人から四千人程度になるものとい

また非常に問題なのです。会社あつて
んであるとか、あるいは自己就職とい
うのが、三十七年度の計画では一万
千五百人に対して、来年は五万人にも
上る離職者に対して、わずかに七千人
から九千人しか見込めない。これもは
たして妥当であるかどうかわかりませ
ん。私は、まだこの計画は立っており
ませんからあまり追及するわけには参
りませんが、非常に不安な計画
じゃないか、非常に不確定な要素が多
くなり、是非ぬかというのを私は非常
に心配するわけであります。その点は
どうでございますか。あなたは、三年
以内に就職ができればいいとおっしゃ
る。年度末近くになったものは繰り越
さざるを得ないとおっしゃる。しか
し、計画を立てる場合には、大体これ
ならばその年度内に離職した者は再就
職できないか、そういう計画を立て
てるのが私は建前だと思っております。
一万八千人の職業紹介、これも私
は必ずしも十分であるとは十分と
いうか、これまでいけるかどうかは私
は非常に不安があります。かりにい
たとしても、あと三万二千人も残ると
いうこの離職者をどうなさろうとい
うお考えであるか、その点をお伺いし
ておきます。

○大橋國務大臣 一万八千という職業
安定所の負担は、これは今年度一万五
千に比べますと、二割増という数字で
ございます。私は、安定所として決
て楽なものではない、全力をあげなけ
ればならぬと思ひます。しかし、これ
だけは安定所で確保しなければ全体の
計画は成り立ちませんから、いろいろ
関係機関と相談いたしました上で、一
万八千はやらなければならぬし、また

努力をしてやろう、またやり得るであ
らう、こういう見込みで立てておるわ
けでございます。その中で約三千人近
い政府機関の採用等も考えておる。来
年度の離職者の発生は、いろいろ考え
ますと、今年度と比べてまして数千名
以内にとどまるであろう、従って三万
以内ということになるのではなからう
かと、今のところ考えておるのです
が、しかし、会社の方でも全力をあげ
てやってくれることになっております
から、昨年程度のことではむろん見込
めるのではないかと。しかし会社の数が
減ってきておりますので、私どもは昨
年よりは会社あつせんは多少内輪に見
よう、こう思っております。そして、
来年度から再来年度に繰り越すもの、
すなわち来年の三月から四月に繰り越
す数は、今年の一萬八千よりも大幅に
内輪におさめたい、こういうつもり
で、ただいませつかく計画中でござい
ます。

○井手委員 計画は机の上では立つに
しても、実際はなかなか困難でござい
ます。きょうはたくさん質問がござ
いますから、同じことで多くは申し上
げませんが、今御答弁の中に、会社の
あつせんについてもいろいろ努力をし
たいということでございます。
ここで私は、こういう提案をしてみ
たいと思つております。今大手あたりで
は、第二会社の話もありまして、ある
いは建設会社の話もございまして、各
ばらばらに、何とかしなくてはいかぬ
というので、建設会社をつくつたり、
いろいろなものをつくつて、離職者を
救おうという気持があることも私ども
は承知いたしております。しかし、ほ
んとうに安定した職場ということで離

職者対策を講ずるといふならば、各
社が、たとえば北海道、筑豊あるいは
佐賀、長崎という地域別に、大手の炭
鉱が連合して建設会社をつくる。こ
れは通産大臣もよく聞いておつても
いいのですが、鉱害復旧も兼ねて、
そういうばらばらではなくて、連合し
て建設会社をつくる、そうなります
と、そこかなりの離職者が吸収でき
はせぬか、あるいは五千人から一万人
も吸収できはせぬか、あるいは今東
京、大阪その他における地下鉄工事、
建設工事においては、数千名足りない
というので非常に困つております。そ
ういふ地域にも、その連合した建設
社あたりが離職者を常用労働者とし
て雇入れて吸収するという行き方をし
てはどうか。私は会社の人からも聞
いたのですが、今のよう、三井、三菱
あるいは明治というように、ばらばら
で小さな何かの会社を臨時的につく
るといふことよりも、もっと安定した、
建設労働者団でなくて、建設会社をつ
くつてはどうか、こういうような話も
聞きました。私はあとで産炭地域振興
事業団にも、そういうことを提案をい
たしたいと思つておりますが、私は、
会社のあつせんという、これだけ強力
に進められておる合理化でございます
から、会社に大きな責任があると思
う。本来ならば、これだけ国の力、国
の助成で近代化し、あるいは整備して
いこうとするならば、炭鉱というもの
をもっと国営に近いものになければ
ならぬと思つておりますが、それはわ
れわれの主張として多くは申し上げま
せんが、この際、離職者対策につ
いて、会社にある程度の数は責任を持
せるといふことが必要である。たとえ

ば五千人の離職者を出すという場合に
は、その大手の炭鉱には必ず三割程度
は責任をもつて吸収させるといふ、そ
ういふ強い行政指導が必要ではない
か。何割というものは、はっきりした
ものではありませんが、また法
律すべきものではないかもしれませ
んけれども、そのくらい熱意でやる
べきではないか。これは真剣に考
えたいと思つております。
〔委員長退席、岡本(茂)委員長代
理着席〕
この大事な合理化事業ですから、好
むと好まざるにかかわらず強力で進
行されておる合理化事業ですから、こ
れに対して、会社にある程度の責任を
持たせる必要があるのではないかと
思ふ。これは何割かの会社あつせんを強制的
にやらせる工夫と、いま一つは、地域
別に建設会社あたりをつくらせるべき
ではないか。今までの数字を見ます
と、一万八千名のほかに三万人とい
う数字は、なかなかあつせんはむずか
しいです。鉄鋼を見てごらん下さい。
なにを見てもごらん下さい。成長産業も
若干ありますけれども、今残つておる
離職者は、多くは四十才以上です。そ
ういふ人は簡単に職場が開拓されると
は考えられませんから、真に親心のあ
る職場をつくつてやろう、そういうな
らば、今言った私のような考えも、せ
ひ一つ御研究を願いたい。兩大臣から
お答えをいただきたい。

○大橋國務大臣 ただいまの井手先生
のお話は、まことに傾聴いたしました第
二でございます。労働省といたしまして
は、今まではどちらかという、中小
の会社が多うございまして、この中小
会社では従業員の離職者のあつせん

ということもなかなか困難でございま
す。特に昨秋以来、大手の会社の整
理が目立って参つたのでございま
す。この大手の会社は、関連の事業が
ございまして、また他の山も持つて
おるといふような事情がございませ
ん、それらの点を考えまして、昨年の
暮れに大手各社長に集まっていただ
きまして、責任をもつて四割を会社で
世話願いたいということでも大御了解
を得て、また、その線で各社とも人員
整理の計画をお立ていただいております
情でございます。
なお、地域別の建設会社を各社合同
でつくつてはどうかという点ござい
ますが、この点につきましては、今後
なお私も研究をいたしたいと思
つております。今までのところは、た
ま先ほど来問題になっております
住宅八千戸の建設を初めいたしました
を、特に離職者についての大事な事
を受け持っております雇用促進事業
で、この一年間に百億近い建設が
ございまして、これらの建設工事の発
注にあたりましては、指名を受ける業
者の資格をいたしまして、必ず炭鉱離
職者を相当数採用するものに限つて請
負契約の指名に参加する資格がある、
こういうことで極力建設会社に離職者
をお世話するようにいたしております
す。しかし、特に石炭会社が離職者の
ために設けます建設会社に対してど
ういう扱いをするかという問題は、ま
だ検討いたす必要があると思ひます
ので、至急研究をして結論を出したい
と思ひます。

○井手委員 通産大臣の御答弁をいた
だく前に、もう一つ申し上げておきた
いと思ひますが、この前中村委員から

三

もお話があったボタ山の処理事業についてです。私は安定した職場を与えるという意味であるならば、ボタ山の処理事業に千五百人が三千人か吸収なさるようでありますが、この事業が組合の請負であるとか、あるいは何であるとかという点では、安定した職場にはなり得ないと思うのです。できますならば、一つ産炭地振興事業団にそういう常用労働者を雇用して、そうしてボタ山処理の事業に当たる、あるいは関連の振興事業団の事業に当たるという、そういう安定した職場を与えなさるお考えはないのか。先刻の二点と、今の新たな一点を加えて三点をお伺いいたしておきたい。

○福田国務大臣 前の二点については労働大臣からお答えがございましたが、措置されましたことを、私もほのかにそういうような話し合いをされたことも聞いております。趣旨として、できるだけ自分のところで配置転換をした、あるいは再就職の努力をするように行政指導をするというところは、私も賛成でございます。なるべくそういうふうにしたいと思っております。また、事実やっております。実際われわれの方も、大手の場合にはやれるので、できるだけそういうふうにしていきたい。

それから土建会社みたいなものをつくるということですが、それは研究させていただきますが、御承知のように土建というのは今非常に競争がきついです。会社はつくったけれども、その仕事をとるといふのに大へんな競争をしておる。そのときに、しろうとばかりが集まったような、組合の人たちを集めたような形ではたして仕事がつ

れるかどうか、今言われたように一定の条件を付してやられる、たとえば離職者を使わなければ指名に入れないというようなことでもなければ、かなり競争も制限されるし、また目的も達せられる面があるかもしれないが、はたしてそういうことがうまくいくかどうか。これは今後研究してみたい。もちろんあなたのお話でありますから、私はここでノーと申し上げておるのはありませんが、そういう困難な事情があるということは一とおわかり願いたいと思ひます。

それからそれに関連して、長崎あたりで、公社みたいなものをつくられて何かおやりになるようですね。この間ちよっとお話を聞いたのですが、私のこの考えは一つの考え方だと思っております。この考えは一つ、ボタ山の処理なんかの問題についても、そういう公社をつくって仕事をしたいという考え方です。これなんかは知事が社長だったか何かそういうものになるというところから、かなり地方としての力は入れ得るので、こういう形だと、地方の仕事をやるといふことで、一つの考え方になるのじゃないか。ただ普通の土建会社という、なかなかむずかしいかと思ひます。

それから最後の産炭地振興事業団で直営事業にしてやるといふこととお話でございますが、われわれとしては産炭地振興事業団にやらせるといふよりも、やはり今言ったような、たとえば県が少し力を入れるとか何とかするより、あるいは会社を起すというより、なにかいいと思ひますが、事業団自体にやらせるといふことになりまして、将来仕事はどういうふうになり

いくか、そこら辺のところ非常に問題もありませんし、はたして産炭地振興事業団というものがそういうものをやるべきかどうかという点について疑義を持っておりまして、今のところわれわれは、振興事業団でやるという考え方は持つておらないわけでありませぬ。

○井手委員 労働大臣にお伺いいたしますが、そうすると、離職者の四割は会社で責任をもって吸収するとおっしゃいましたが、それは了解を得ておられるというお話ですが、これは大体間違いないでしょうね。

○大橋国務大臣 各社それぞれ離職者をいかに措置するか、会社として計画を立てられることになっております。その計画を立てる際には、四割程度を会社として責任をもってあつせんという趣旨で了解を得ておられるわけでありませぬ。これはむしろ法的措置でもございませぬ。これは労働省といたしまして、特に離職者を出される大手の各社に対して、自発的にさような措置をお願いいたしたわけでございまして、各社とも快く了承され、自発的に一つ最善の努力をする、そのかわり、その計画の中で職安にお願ひする部分については労働省にぜひお願ひする、こういうことで職安も会社も共同の責任でこの離職者の対策に当たる、こういう心がまえでやるわけでございませぬ。

○井手委員 非常に大事な話でありませぬが、それは会社の責任でございませぬか。最後にあつた、職業安定所に頼むということではなりませぬ。それ

私はは大臣の強力な行政指導に信頼をいたしたいと思つておりますが、特に両大臣に申し上げておきたいのは、今度の離職者対策は、安定した職場でございませぬ。一年あるいは二年程度でまた職場がなくなつて再就職、再々就職に困る、そういう心配がないように、特に御留意願ひしたいと思つております。

それで雇用の問題で一番大事な点は、三年以内の問題があります。これは雇用に見合う合理化計画ということになつておりますから、雇用の見込みがない合理化計画はあり得ないはずで、三年以内はこれはやむを得ないと思つたとしても、何としても一日も早く安定した職場にあつせんすることが一番大事でありますから、三年以内は政府が責任を持つておられることですね。これが一番大事だと思つておられます。答申の第一にも、また政府の石炭政策大綱の中にも、まず何が書いてあるかといへば、政府は、と書いてある。政府機関、その他に離職者を吸収するということを書いてある。従つて、その点については三年以内には必ず就職させる。努力するにございませぬよ。三年以内にはどうしても困難な場合、繰り越すというような場合には、政府が自分の方の政府機関に、あるいは融資先の機関に必ず雇用させるという、その点が一番大事だと思つておられます。その点に対して、一つ大事な点ですから、労働大臣からお答え願ひたい。

○大橋国務大臣 離職者に対する、政府の今までたびたび発表いたしました政策の大綱から考えましても、三年以内には必ず安定職場にお世話するということが、これは政府としての離職者に

対する政治的責任である、かように考えます。

○井手委員 その点については、今後の雇用計画の進展にらみ合わせてまたお伺いする時があるかと思つております。今のところ、今の大臣の言明を信頼いたしておきたいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、通産関係になります。三十七年度の合理化計画、石炭対策はどうなつておりますか。生産が幾らで、需要が幾らになつておりますか。五千四百万か三百万だと思ひましたが……

○中野政府委員 先日御承知のように、石炭鉱業審議会を開催していただきまして、その際に資料を提出したのもので、御説明いたしますが、生産は五千四百万トン、それから消費の方は、需要でございますが、五千三百万トンちよつとということになっております。

○井手委員 三十六年度の生産は幾らでございましたか。

○中野政府委員 三十六年度は生産が五千五百四十万トン、消費が五千三百七十万トンでございます。

○井手委員 三十八年度は生産は五千二百万トンくらいになるのではなからうかというところが、専門筋では強く伝えられております。われわれもその点は非常に心配をいたしておりますが、まだ決定はしておらないでしようけれども、石炭局長としてはどの程度の生産と需要を見込まれておりますか。

の一部等におきましては、最近の経済情勢、また石炭の最近の需要の推移等から見まして、相当悲観論も起きて、今御指摘がありましたように、需要の見通しにつきましても、五千二百万トン台になるのじやないかという説もあるわけでございます。しかしわれわれとしては、石炭需要の拡大ということには政府としても各方面の御協力を得て努力をいたしまして、できるだけこれは五千五百万トンに近づける努力を今やっておりますわけでございます。そのういう面から、生産の方の見通しもやはり五千五百万トンという線を持したいという考え方で、目下慎重に検討中でございます。

○井手委員 福田さんにお伺いいたしますが、需要の見通しは、三十八年度は五千二百万トンになるような心配もある、しかし通産当局としてはなるべく五千五百万トンに近い生産計画を立てたいとおっしゃる。しかし何とおっしゃるうと、もう業界では、現実には需要が減るのだから、五千二百万トン程度に生産制限をしないかやいかぬではないかという話が進んでおるようでありまして、大臣の見通しと心がまえはいかがでございますでしょうか。

○福田国務大臣 需要の見通しがあまりよくないということは承しておりますが、一応私たちとしては、年間五千五百万トンという出炭量を基礎として、そうしてスクラップ・アンド・ビルドするのだという計画、これが有沢調査団の報告であったと思ひますし、それから四月六日の閣議決定でも、その数字というものは一応出ておるわけです。でありますから、私はこれをどういうふうな措置をしていくかという

ことは別としても、やはり五千五百万トンという数字を基準にしてそうして生産計画を編成して参りたい。その場合貯炭といいますが、需要がそれに合わない場合の措置をどうするかという問題はもちろんだと想ひますが、それはそのときになって、政府としてそういう計画でやっておりますのかから、私は、今からそういう問題も考える必要はあるかもしれぬし、一応方針としては、その数をくずしてスクラップ・アンド・ビルドということを幾ら言っても、これは計画がそういうことでは立たない。また答申もそういうことをいい、政府も一応そういうことを今までに言うておるわけですから、私は、やはり五千五百万トンという数字はくずさない方針で臨みたいと思つております。

○井手委員 くずさないという言葉は、その通りでしょう。そうでなくてはなりません。しかし需要が五千二百万トン程度じやないかということでは困るのです。それではお伺いいたしますが、なぜ三十七年度の計画を、生産を五千四百万トン、需要が五千三百万トンになされたのですか。これは一番初年度です。五千五百万トンは少なくとも確保すると言っておきながら、初年度からくずれておるじやございませんか。初年度からくずれておるじやございませんか。あなたは五千五百万トンはくずしたくないとおっしゃる。それはわかる。その通りです。五千三百万トンはくずらぬに組んだら、大へんなことです。それではなぜ三十七年度に五千五百万トン組まなかつたのか。それはあ

なたの方が何とおっしゃると、はっきりしておるのです。

○福田国務大臣 四月六日の閣議決定に基づきまして、その後有沢調査団の報告が出て、十一月二十九日に閣議の決定があつて四法案を出し、今またいろいろな法案を出しております。政策というものは、こういう法案が全部きまるということをお前提にしてわれわれやっておりますわけでございます。今までは、三十七年度は一応その実績がそういうことになっており、まだそういう相談をしておる段階でございます。まだほんとうにやつたという段階には入つてない。できるだけふえた方がいゝとは思ひましたが、実績がそうなっておりますから、これはやむを得ないことだと思つております。

○井手委員 国会の審議がおくれたから五千五百万トンが確保できなかったというふうな、言外にそういう口ぶりをなさつたら大へんです。少なくとも三十七年度、初年度ですから五千五百万トンの生産、需要も五千五百万トン、今までは法律案は通つていないかもしれないけれども、日には四月六日から三百何日あつたのですから、そのくらの熱意を示さなくちゃどうします。なんで石炭局長、こんなものを組みましたか。五千四百万トンの生産、五千三百万トンの需要なんて。初年度じやございませんか。五千五百万トン、これは至上命令ですよ。

○中野政府委員 今大臣から御答弁がありましたように、政府としては五千五百万トンの生産なり需要を維持するように努力したつもりでございますが、御承知のように、経済の実勢が本年度は非常に悪化をして参りまし

て、そういう関係で、鉄鋼初め電力もそうでございますが、当初の予想ほど需要が伸びない。その他の産業につきましても同じような状況でございます。二月の二十六日に審議会で決定をいたしました必要な生産は、いろいろ努力しました結果、そういう経済情勢を反映いたしましたので、やむを得ずそういう数字にして御承認を願つたわけでございます。

○井手委員 中野さん、あなた企画庁にいらつしやつたのです。一番大事な経済見通しをおつくりになつた方であるか、あなたは鉄鋼がどういう状態であるか、御承知であろうと思ふ。重油がどんどん入つてくる、その重油に押されて石炭の需要が減ることもわかつておつたはずですよ。電力の事情もわかつておつたはずですよ。だから不景気がどんどん続くこともわかつておる。鉄鋼業の生産がずつと落ちることもおわかつておつたはずですよ。実績がそうだからやむを得なかつたということでは、承知できません。大臣それでは、承知できません。初年度に五千四百万トンの生産、需要は五千三百万トン、そんなことではないのですか。五千五百万トンは絶対確保しますと言つておる。それなのに初年度に五千三百万トン、どうしたのですか。それをくずさないように努力するのが政府じやございませんか。たとえ四法案が通らうと通るまいと、行政指導でできるはずですよ。あなたはこの前電力界はこわくなくおつしやつた。業界をおそれぬでやれる力を持つておる実力者であるなら、なぜ五千五百万トンの需要を確保しないのですか。

○福田国務大臣 御承知のように、調

査団の調査報告があつたのは九月でございます。それから、これに基づいてどういうふうな政府として今後の対策を処置していくかということがきまつたのが十一月、それから法案を出したのが十二月、私は法案が通らなかつたか通るとかいうことに藉口しているのじやございません。いわゆる政策を立てる準備というものはあります。目標はそういうふうな五千五百万トンにして下準備しておる段階で、これは三十八年度になりまして、政府としてはこういう方針でいく、答申も出たし、政府もこの考えでいく、こういうことになれば、おしかりを受けるのは仕方ないと思ふけれども、今準備をしておる段階からそうおしかりを受けたのじや何ともいいたし方ありません。

○井手委員 私は、政府がほんとうに五千五百万の需要を確保しようという熱意があるかどうかについて不安があるから申し上げておるわけです。それじや聞きますが、石油業法ができましたときにあなたは、標準価格を順守しますというのを石油業者に約束させたはずですよ。あなた、見られたでしょう。通産大臣は石油の会社から、標準価格は必ず守りますという一札をとつてある。それは知っている、見たのです。あなたが知っているところを私は見たのです。ところが需要者のハイヤー、タクシー業界から、それじや困るといふ苦情が出た。苦情が出て、標準価格を下回る価格で協定させておるのですよ。そうして重油がどんどん入つてきたのです。そういうふうな重油をどんどん入れる措置をしておきながら、片一方では石炭の需要がどうも

五

なりませんでしたからしようがござい
ません、準備中だからしようがござい
ません、私は承知しませんよ。片
一方で重油の輸入を押える。少なくと
も私は、合理化の進行中は重油をど
ん入れる措置だけはやめてもらいた
い。一方でどどん重油を入れる。標
準価格を守りますという一札をほこ
にしておいて、安い重油をどどん入
れる、そうして石炭の需要は下がった
らしようがないじゃないか、これじゃ
福田さん、みんな承知しませんよ。こ
れはまた、あとでゆっくり聞きます。

そこで、あなたは準備中だとお
しゃるが、それじゃ三十八年度は、少
なくとも、われわれは六千五百万
張したいけれども、生産は五千五百
トン、需要は五千五百トン、石炭会
社が五千五百万トン以下に生産制限を
しようとする場合は、そうまでする必
要はない、五千五百万トンは政府が責
任を持つ、そういう態度が望ましいと
思うが、その点を念を押しておきたい
と思います。

○福田国務大臣 私は三十八年度につ
いては、生産はやはり五千五百万ト
ン、需要の方はどういふふうにお
か、今から神様じゃないですから、掘
る方はちゃんと計画で掘れるかしれ
ないが、需要は幾らになるかという見通
しになると思います。従って需要がど
うであろうとも、五千五百万トンとい
う生産計画で問題を処理していくより
方法がない。またそうしなければスタ
ック・アンド・ビルドの山がきまる
道理がない、基準がないのですから。
〔岡本(茂)委員長代理退席、委員
長着席〕
需要というものは可動のものです。

それは百万トン動くか二百万トン動く
かしりませんが、これはある程度動く
でしょう。私はこれが経済の原則だ
と思います。完全統制ならばそういうこ
とはないかもしれませんが、自由主義
経済のもとではどうしてもそうなる。

それから先ほどお話しのごさいますた油
の問題もありますが、しかし、日本が
日本の経済の問題を処理するとき、石
炭の問題だけ考えてやっていくわけに
はいきませんから、日本の工業全体、
日本の経済全体がどう動いていくか、
そういう観点から問題を処理していく
ことになるでしょう。でありますか
ら、あとで言うとうことでございま
すから私はこれ以上は申し上げませ
んけれども、要は、計画を立てていく
以上は、五千五百万トンを基礎と
していかなかったならばやりようがな
ないのじゃないか、こう考えておるわ
けであります。

○井手委員 生産五千五百万トンだ
ということはおもわります。しかし、
需要は動くものであるからはっきり申
し上げられないというのじゃ、私は承
知できませんよ。そのためにこそその石
炭政策じゃございせんか。そういう
努力をしなくちゃならないのじゃない
ですか。五千五百万トンの需要計画を
立てて、そうして一生懸命五千五百
トンのそれを突破するよう努力するの
が通産大臣じゃございせんか。最初
から需要は動くものだからはっきりし
たことは言えない、どうしても足りな
いときには貯炭融資何かやっていこ
う、そういうことじゃ承知できません
。だれだつて納得できません。計画
は生産も五千五百万トン、需要も五千
五百万トンでなくちゃなりませんよ。

これは石炭政策のいろはです。そう
して一生懸命努力してみ、最後に
なつて若干狂うというものはあり得る
でしょう。初めから需要の不安定なこ
とでどうします。もう少しはつきりし
たことを私はお聞きしたい。

○福田国務大臣 石炭の需要の問題を
今解剖する場合に、たとえば電気とか
鉄鋼とかセメントというところになると、
数が少ないから話し合いができるわけ
であります。一般の人が使う石炭が
千何百万トンあるのですが、これを
一々、ことしはお前は五トン使え、お前
は二トン使えということではできないこ
とは、御承知の通りです。われわれの
言うておるのは、そのところが非常
に可動的なものだから、そこを法律で
縛るわけにもいかないし、調査するわ
けにもいかないし、どうにもならない
じゃありませんか、それから需要はそ
こで狂ってくるのです、そういうこと
を実は申し上げておるのであります。

そのほかのいわゆる大きいところは
ちゃんと押えて措置はできますすけれ
ども、一体、個人々々のたいおる石
炭を、国の計画通りにお前は一トン、
お前は半トンというふうなことで縛る
わけにはいかぬでしょう。そこに実は
一番大きいあれがある程度出ること
は認めざるを得ないと思うのでありま
しう、井手さんのような専門家がそう
いうことをおっしゃると、どういふこと
かと思つて、私わからなくなりました。

○井手委員 ところが、それは違つた
ですよ。これは石炭政策の答申大綱で
も、一般用炭というものは比重は非常
に少ないですよ。一般用炭はずつと
下がっていくという想定で大綱はでき
ているのですよ。だから今度の石炭政

策というものは、やはり大口消費では
電力、鉄鋼、ガス用炭、この大口のも
のが四千数百万トンになります。こ
れを確保しなければならぬというのが
石炭政策でしょう。一般用炭が下が
っていくことは、初めから見込んであり
ます。お前は一トンだ、お前は二トン
だなんて、そんなばかげたことは私は
聞きはしません。一トン、二トンの違
いはかまいませんよ。一般用炭がど
くらい異同があつたつてかまいません
。かまわぬというわけじゃない、多い
ほどけつこうですけれども、問題は
大口ですよ。大口がだんだん減りそう
だから、これを引き取り増量を願つて確
保しなければならぬというのが建前
でしょう。その大口が確保できるのな
ら、大体見通しはつくはずですよ。政府
が昨年の十一月二十九日にきめられた
大綱の通りおやりになれば、五千五百
万トンは確保できるはずですよ。でき
ることで答申ができています。でき
それを、五千五百万トンの需要につ
いては不安定だからわかりませんで
はいいけません。

○福田国務大臣 おしかりを受けてま
ことに恐縮でございますが、そういう
大口のものはもちろん努力もしますし、
そういうことをもちろんなやるわけ
でございます。しかし一般の需要が減つて
いくというのは、その中に入っている
のだ、こうおっしゃるけれども、その
想定のカップがどういふふうになつて
いるかというところは、その中に書いて
ないわけですよ。そのカップというもの
が、どういふふうになるか。だんだ
ん下がるのだけれども、急速に下がる
か、ゆるく下がるかですつと違つてき
ますから、そこでその数字がわからぬ

ということを私は申し上げたの
で、これはこんなところで申し上げるの
はどうかと思つけれども、産炭地に寒
いときに行つたところが、私どもが吹
雪の中で市庁舎へ入つたら、ガス・ス
トープをたいていて、そんなふうな調
子では、一体どこまで減っていくの
かわかりはしませんよ。産炭地ぐら
いせめて石炭を使つておるのかと思
したら、それはわれわれのために特別
にあのときはやってくれたらどうか
好意的には見ましたけれども、産炭地
でもって石油コンロみたいなものを
使つていて。そういうところを見る
と、需要というものは、一般はやはり
便利なものを使おう、きたないものは
あまり使いたくないというふうな感
がある。そのところが問題なんです
。大口のところは減つたら百万、二
百万どころじゃありませんよ、こそ
と減る。ですから大口はどうか押
えるけれども、そこら辺がじわじわ減
るのが、見込みよりもカップが急にな
っているというところに、この数字が
まくいかなない点があるのではない
かと思つておるのであります。いかに
しようか。

○井手委員 石炭局長にお伺い
しますが、東京とか大阪あるいはその
西の暖房用の石炭はどのくらい見込
んでありますか—それでは、だいたい
間が経過いたしましたから、大事な
点を今からお伺いします。
三十七年度の閉山計画は三百二十
万トンであると私は記憶いたしてお
りますが、申し込みは非常に多かつた
ようです。どのくらい繰り越した
か。

○中野政府委員 先ほど暖房用炭に

ついでお尋ねがございましたので申し上げますと、三十七年度四百三十三万トン程度暖房用炭を見込んでおります。

○中野政府委員 中間報告はまだ聞いておりません。

炭、その他の閉山計画がほとんど発表になっておりますが、閉山する場合、大体三十七年度の一人当たりの出炭は二十三トンと見ているのですが、全国平均はどれくらいですか。

○中野政府委員 これは大手、中小また山の事情によつて違いますので、平均はどれくらいになるか——昨年の全体が二十四、五トンでございますから、閉山した山はそんなにならぬと思いますが、今ちょっとはつきりしたことはわかりません。

○井手委員 全然大丈夫か——全然大丈夫か。調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

それから閉山のお話でございますが、先般の石炭鉱業審議会に提出した資料について御説明申し上げますが、先生が三百二十万トンとおっしゃいましたのは新方式でございます。これ以外に旧方式いわゆる非効率炭鉱の買い上げ方式によるものが百六十万トン、それから保安不良炭鉱の整理によるものが五十五万トンで、予算規模といたしましては、本年度は四百八十一万トンということになっておるわけでございます。それから本年度閉山をいたしまして、来年度に実際の金が出るというものが百八十万トン程度だというふうに推定をいたしております。

○井手委員 大臣が非常に強調なさつた暖房用の炭は、四百万トンだと今御答弁になりました。一割違つてもせいぜい四十万トンでございますから、これは間違ひのないように、四百万トンじやございませんよ。

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○中野政府委員 年次別の計画というものは、調査団の段階でもつくつておられます。三十七年度から四十二年度にかけてまして、約千二百万トンの生産減で、千二百万トン程度のスクラップをやるのはやむを得ないじやないか、こういうことを出してあります。実績をちよつと、手元にある審議会に出した数字で申し上げますと、たとえば三十六年度から三十七年度にかけて、いわゆる増強、維持その他の三つのグループに御承知のように分けておりますが、その他の山はだんだんこれは将来スクラップされていくようなことになるだらうと思ひますが、このその他群で三十六年度の生産実績が千五百四十万トン、それが三十七年度には千四百四十万トンに落ちております。従つてこの間で約百万トンの生産減が、三十六年度から三十七年度にかけてあつたということでございます。これに対して閉山の規模は、三十六年度から三十七年度にかけて御承知のように四十七万七千二百トン程度あつたわけでありまして、四十七万七千二百トン程度の閉山、これはもちろん五十五万トンの保安不良の整理を含んでおりますが、四十七万七千二百トンの閉山規模に対して、生産減は、約四百万トン程度というふうな形になっております。従つて

一応三十八年度は、予算規模では御承知のように、いわゆる石炭鉱山の整理交付金制度によるものは四百四十万トン、それ以外に保安不良のものが三十三万トンで、四百七十万トンというものが予算のワケでございます。その中で一部は先ほど申し上げましたが、三十七年度の三月近くになってやめたものが、三十八年度で金が支払われるというものがあつてあります。来年につきましては、これは一部でありませぬけれども、なるべく少なくしたいと思ひますが、年度末近くになって閉山して、金が出るのが三十九年度になるというものが一部出てくると思ひますが、これはどの程度の数字になりますか、今から資料を整えてありますので、これは今後きめまして、それで審議会にかける、こういうことになると思ひます。

○井手委員 あなたの心の組みとしては、大体出ておりますよ。年次別の整備は三十七年度に三百七十万トン、三十八年度では四百四十万トン、三十九年度では四百四十万トン、その残りを四十年以降ということになっております。それはあなたの答申されたあとのもので、昨年秋の答申されたあとのもので、あなたの方の説明に出ておるのです。それで大臣にお伺ひしますが、今言った三十七年度は三百七十万トン、三十八年度は四百四十万トン、三十九年度は四百四十万トンというふうで、三十七年度から四十二年度にわたる石炭整備計画では、整備が前半に集中するの、離職者対策も十分にやらねばならぬというのが、今までの説明でおるの、三十七年度から三十九年ごろまで

○井手委員 あなたのの方に報告が参つておるはずですが、その中間報告を聞きたいと思ひます。三百五十万トンかあるように聞いておりますが、それはいかがですか。

○中野政府委員 中間報告はまだ聞いておりません。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 あなたの心の組みとしては、大体出ておりますよ。年次別の整備は三十七年度に三百七十万トン、三十八年度では四百四十万トン、三十九年度では四百四十万トン、その残りを四十年以降ということになっております。それはあなたの答申されたあとのもので、昨年秋の答申されたあとのもので、あなたの方の説明に出ておるのです。それで大臣にお伺ひしますが、今言った三十七年度は三百七十万トン、三十八年度は四百四十万トン、三十九年度は四百四十万トンというふうで、三十七年度から四十二年度にわたる石炭整備計画では、整備が前半に集中するの、離職者対策も十分にやらねばならぬというのが、今までの説明でおるの、三十七年度から三十九年ごろまで

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

○中野政府委員 調査すればもちろんわかると思いますが、ただ今度のやり方は、二月の十一日だと思ひますが、それから三月の二十日まで、相当余裕期間を置きまして、前のように先着順とかなんとかいうことでなくて、少しゆとり期間を置いて申し込みますというようにいたしてありますので、締め切りまで待つて、どのくらいになるかというところで調査をいたしたいというふうな考へております。

○井手委員 きのう現在で、大体二百九十万トン申し込みがあつたそうです。繰り越しが百八十万トンです。そうすると、これで四百万トンをおえるわけですが、三井、三菱、日

せる、閉山計画はちよつと待つてくれ
という行政措置をとることが、通産大
臣として一番大事な任務ではなかるう
かと私は申し上げておるのです。その
ときになってみなくてはわからぬ、審
議会にかけて良識ある判断があるで
しょう、そういうことではできません
よ。この点は私は何回も聞きますよ。

○福田国務大臣 何度お答えしても同
じことであるかと思つてございま
すが、今そういうふうな申し入れが
あつて、あなたは全部つぶれておると
いう認定をされておるわけです。私は
その実情を知らないから、お前は机の
上の議論をしているのだ、こういうお
話でございませぬけれども、私たちがし
てはやはり審議会にかけて、そして審
議会は、もし現実がそういうことであ
ればその現実を認識した上で、審議会
としてはどういう考え方をされるか、
名案をお出しになるかというふうなこ
と——何もそれを出したから必ずこれ
は買ひ上げるんだ、たとえば先着順で
二百九十万トンきたから買ひ上げるこ
とにきめようというのではありませ
ん。それはあなたの方は、つぶれたの
だから買わざるを得ないじゃないかと
言われるのですけれども、それはいろ
いろ詰めてみなければわからない問題
で、幾らそう言つても、その点ではみ
なやめておるとも言えないでしょう。

私もまた、あなたの言われるように、
三月の二十日には四百万トンになるか
もしれない、あるいはならぬかもしれ
ない、それはやってみなければわから
ない。それを見てからお話していただ
きませう。だから、なるべく早く
四月の初めに審議会をやるようにし
て、そしてどういふ御意見が出てくる

か聞かしていただいて、その上でわれ
われとしての態度をきめる、こういう
ことにさせていただきたいと思つわけ
であります。

○井手委員 このまま受け付けを進め
てやってみなくてはわからないじゃな
いかと大臣は言われる。しかし三井、
三菱、日炭、明治あるいは宇部、次々
に二月に入つてから閉山を申し出てお
るじゃありませんか。そしてそういう
炭鉱は、坑内などではすでに撤収作戦
を始めておるのです。坑内に入つても
固定給しがもらえないような実情をな
しておるのですよ。坑内に下がつても
賃金はよけいもらえない。それじゃ失
業保険に困るというので、やむを得ず
閉山に同意しなくてはならないような
事態になつておるのですよ。申し込み
が幾らあろうと受け付けてみなければ
わからぬと大臣はおっしゃつたが、今
の状態では参りますならば、ものすご
い申し出があるのですよ。大臣は産炭地
ではございませぬし、九頭龍川上流の
生まれですから、御存じない場合もや
むを得ないと思つたのです。

局長にお伺いしますが、今の調子で
いけば、本年度の申し込みは、大体専
門筋の一致した意見では、六百万ト
ンをこえるといわれる。新聞の報道でも
そうなんです。繰り越しを加えると、
七百万トンをこえる見込みですよ。そ
れをそのまま一方的に閉山の申し込み
を受け付けていいのですか。この辺で
閉山計画はちよつと待つてくれろ——
四百四十万トンでは、間もなく一ぱい
になるのですよ。きよは四百四十万
トンになつておるかも知れません。こ
こで行政措置をとらなくてはいかぬ事
態になつておりはしませんか。

○中野政府委員 先ほど先生がちよつ
とおつしやいました三十七年度の分
につきまして、閉山ワクを先般の審議会
で追認してきめたんじゃないかとい
う点は、ちよつと誤解がありますので
申し上げますが、御承知のように、昨
年の七月に二百万トン——従来は、予
算は二百二十万トンの新方式のワクで
ございまして、審議会のわざわざ開
いていただきました、相当議論がござ
いまして、やむを得ないのじゃない
かというので、新方式三百二十万ト
ンのワクにつきましては審議会で決定
していただきました、その決定に基づ
きまして、その当時は予備費でござ
いまして、予備費をとりまして、そし
て審議会で決定したものに従つて、閉
山の買ひ上げを現在実行しておるわけ
でございます。決して、ただ実績が
あつたから認めたというふうな性格
のものではありません。これは先生よく
御承知だと思つた。

なお先ほど申されました、最近、閉
山したい、合理化したいという各社の
いろいろの提案がございまして、現在
私どもから見ればいよいよゆる事前折衝
が、行なわれております。しかしそれ
がその通りに全部いくわけではなくて、
労使の話し合いでそれが煮詰まつて
いるわけでありまして、全体のワクをど
うするかという問題は、先ほど大臣が
お答えになりましたように、四月の中
旬を予定しておりますが、なるべく早
く開きたいと思つております。審議会
できめていただいて、そのワクと方向
の中で、各企業の労使が話し合つて、
最終的な具体的な合理化閉山計画とい
うものが実施に移されていくというふ

うに、われわれは了解しておるわけ
であります。先ほど申されましたう
ちで、たとえば明治炭業であるとか宇部
興産の閉山は、御承知のように、昨年
末からことしの初めにかけて労使の折
衝が行なわれまして、これは全部労使
の話し合いがございまして、本年度中に
閉山するものでございまして、これ
は三十八年度の問題ではございませ
ん。ただ三井とか、今すでに折衝に
入つておるもの、あるいは今後発表さ
れていくもの等はあります。一部は三
十七年度で片づいておるもので、はた
して今後閉山の申し込み等
がどの程度になるか、先ほど炭政課長
の御報告では、現在二百九十万トン程
度の申し込みになつておるといふこと
でございますが、今後の受付の状況を
見まして、これはどの程度ワクに入れ
るかということは、審議会の御審議を
経て、政府できめるということござ
いますので、どの程度になるかといふ
ことを今言えと言われると、世間では
いろいろ数字を言つておるのじゃない
のか知りませんが、まだ今のところ、
私の口から見通しというものを言うの
はちよつと冒険である、また差し控え
たいと思つておる。

○井手委員 それじゃ局長、四百四十
万トンのワクに六百万トンの申し込み
があつても、そのときにきめるのだ、
あとは認めないのだ、それでいいん
ですか。

○中野政府委員 これは各社からも、
大手についてはいろいろ事情を聞いて
おりますし、それから今事業団に申し
込んでおるのは、相当部分が中小だろ
うと思つて、その中小のものにつ
きましては、いよいよ経営が行き詰

まつてから申し込むというふうなもの
がございまして、先生の御心配になつ
たように、実際につぶれてしまつて賃
金も払えないというふうなものは、む
しろ早く処置をしてあげなければいか
ぬと、われわれ——先生方もそう思つ
ておられると思つて、そういう
ケースがございまして、いずれにいた
しましても、審議会に資料を提出いた
しまして、これは大事な問題でござ
いますので十分御審議を願ひまして、そ
の上で政府の方針をきめる、こういう
ことにいたしたいと思つた。

○井手委員 これは大事な点です。か
ら、それでは重ねてお伺いしますが、
四百四十万トンのワクで今一番私ども
が心配しておるのは、中小なんです。
そうして大手の閉山がどんどんくる。
数字ははつきりわかりませぬけれど
も、四百四十万トンのワクに六百万
トンの申し込みがある。その間差の百
六十万トン、それから繰り越しの分、閉
山の申し出があつても、二百万トンで
も幾らでもチェックできる、引き延ば
せるとお考えですか、そのままでは
しゅうございませぬかと聞いておるの
です。ただそういうことだけでいいの
ですか。事前に万全の用意をする必要が
あるかないかと、私は聞いておるの
ですよ。そういう心配が非常に多いの
です。もう三十八年度の申し込みだけ
で、各社の計画を合わせると六百万ト
ンといわれておる。それに繰り越しが
百十八万トンもある。七百万トンをこ
えるのですよ。そういう見込みの鉱山
が多いときに、それじゃ審議会にかけ
て四百四十万トン以上にはさせませ
んとおつても、それで済むのかと聞いて
おるのです。

○中野政府委員 審議会に必要な資料を整備して十分御審議をお願いしたわけでございまして、今先生がおっしゃったように、四百四十万トン程度で打ち切るというようなことは考えておりません。そのときの申し込みの状況、各社の整備計画の状況等も十分に御審議を願うわけであります。それをオーバードしたときにはどうするか、足りないときはどうするか、それはそのときに十分検討した上で、政府の原案というものを一つつくって、その上で御審議願いたい、こういうふうに考えております。

○井手委員 通産大臣、中小は実に気の毒だ、早く買上げてやらねばならぬと、局長も今おっしゃった。私も一部そう考えております。それじゃ四百四十万トンを買った場合には、それに応じて考えなくちゃならぬとおっしゃるならば、六百万トンの申し込みがあったならば、六百万トンとばかり言えませんが、ワクを拡大されるお考えですね。それじゃ四百四十万トンではない、必要があれば五百万トンも、六百万トンにも広げようというお考えですか。

○福田国務大臣 そういうことを含めて、何も四百四十万トンをこえたときにはどうか、こうとかいうことではございませぬ。われわれの考えておることは、審議会にかけてやるということには至上の命令であるとは私に考えておられません。それが一番大事なことだと思っております。かけてからでなくて、私たちがそれ以上やるとかやらぬとか、今申し込みもまたはつきりしないうちに、仮定のあれでもってそういうお答えをす

ることは、審議会の答申自身をわれわれが縛ることもなす。それでは審議会にかけざる必要がないということになる。そういうことではなくて、十分に良識のある人がお集まりになっているのですから、現在の資料はこの通りでございまして、どうか一つ御審議を願います。こういって出して、そしてそれに対して審議会がどういう御意見を言っていただけなのか、それも聞いた上で、私たちとしては政府の責任において処置をしていく、こういうふうに考えておるわけでありませぬ。

○井手委員 もっともらしい話ですけども、しかし現実にはそぐわぬですね。くどいようですけれども、四百四十万トンという数字は、単に四百四十万トンという数字が出たものではございませぬよ。お隣の労働省の雇用計画に見合った合理化計画というものの、閉山というものは、四百四十万トンが最大ですよ。最小じゃございませぬよ。四百四十万トンというものは、空にできた数字じゃございませぬ。ところが現実にはすでに三月の二十日に予定されておる申し出に、二百九十万トンの申し込みがある。繰り越しが百十八万トンもある。もう今日までに四百四十万トンのワクに近いものがありますから、本来ならば、若干の余裕をとっておかなければならぬから、この程度で三十八年の閉山というものは締め切らなければならぬはずですよ。普通の行政措置であるならば、行政当局の責任のある態度であるならば、もう四百四十万ちよつとの程度でとめておくのが、私は常識だと思っております。それはあなたが一番よく知っておる、大臣だから。ところが一方では各社がどんどん

閉山計画を立てて、各社の社長や専務が集まったところでは、お前の方は幾らだ、おれの方は幾らだということに話しかけたところが、大体六百万トンといわれておるのである。そうすると繰り越しを加えた七百十八万トン、現に四百四十万トンのワクをはるかにこすという公算が非常に強いつきに、審議会にかけては、お前さん、だから聞くだけは大へんですよ。だから聞かぬと、石炭局長はおっしゃる。それじゃ四百四十万トンにこだわらずに、ワクを広げて六百万トンも七百万トンもお買になるつもりですかと聞いておるのですから、それはそのときになってみなくてはわからぬというのでは、だれだって承知しませぬよ、そんな言葉では、そんないい加減なことは許しませぬよ。あくまでも四百四十万トンという雇用計画でありますから、そういうわけには参りませぬよというのがある。あなたの考え、本来ならば通産大臣は、この際はそういう情勢でありますから、慎重に考えて、閉山はしばらく待ってもらいますよということを言うのが、私は賢明な通産大臣の答弁であると思ふ。

○福田国務大臣 これは何度もお答えをいたしておりますが、あるいはもの見方の相違ということに相なるかもしれないと思ふのであります。私たちが石炭の対策をきめていく場合には、審議会というものにかけて、そこで十分検討をしていただいで、そして処置をしていただく。四百五十万トンをオーバードした場合には、それをもっと措置をしたらいいじゃないかという結論が出るのか、それはもうそこで打ち

切れと言われるのか、あるいはどういう結論を出されるのか、そんなことをわれわれが今から言うべき筋合いのものじゃない。私はその審議会の尊重して措置をするということ、ちゃんとわれわれの原則を出しておるわけですよ。今申し上げたように、石炭の対策というものはそういうふうにして措置するということになっております。だからその審議会の段階において、われわれはその責任をもって処置をすればいい。審議会が済んだところで、これを見ながら責任をもって処置をする、こういうことであるべきであつて、審議会の前にどういふことであつても、われわれがその内容を拘束するような発言は、審議会をつくって審議をするという趣旨に反するではありませぬか、だからこれは申し上げるわけにはいかない、こう申し上げておるわけでございます。

それからまた、中小企業のもの全部買上げるというふうな、申し入れがあつたら全部買上げるんだ、多くはそうなるかもしれないけれども、ものによってはあるいは買上げないものもあるかもしれないので、私はその点は誤解を解いていただきたいと思ふ。

○井手委員 通産大臣が審議会の尊重しようという、その意味だけでは私は理解いたしません。それでは審議会が、やむを得ない、中小の申し込みも多から、現実には閉山しているのだから、ワクは六百万トンにふやしたらどうかという結論になつたら、審議会の尊重する意味においてワクを広げられますか。そういうことですね。

○福田国務大臣 御存じのように、審議会には雇用部会というものもあるのではありません。その雇用部会がそれでいいんだというふうな答申をされるかどうか、そこら辺は、これ以上言うことになつてしまふから、私は言わない。雇用部会というものもありませんから、井手さんのお考えもよくわかりませぬけれども、審議会が一応相談した上で、こう申し上げるより手はない。

○井手委員 そうしますと現実には、石炭局長が話したように、一部は閉山していいところもあるでしょうけれども、ほとんどが現実には閉山しておる。その数が六百万トンにもなつておる場合に、どうなさいませぬか、これは結論を急ぎますが、どうなさいませぬか。四百四十万トンというものはそんな軽々な数字ではないと思ふますが、現実には六百万トンも閉山しておる。そういう場合にどうなさいませぬか。三十八年度に計画した山が、すでに閉山しておるのがたくさんございませぬ。おととい出されました審議会の資料にも、三十六年度以前のものでどうだと書いてある。ずつと前に閉山したものを今処理しているのですよ。三十八年度に申し込みの、すでに閉山したものがかなりある。それがあつたら、四百四十万トンしかいけないうことになつたら、その離職者は大へんなことになりませぬ。そうでしょう。閉山したものが四万人にもなつたら、大へんなことになりませぬ。そのときそのギャップはどうなさいませぬか。

○福田国務大臣 そういうことを審議会がよく御研究を願うわけでございませぬ。

○井手委員 労働大臣、先刻あなたは

審議会をよく御研究を願うわけでございませぬ。

来年度は繰り越しの一万八千人に加え、三万人近い新たな離職者があるとお話しになった。それは四百四十万トンの場合でしょう。

○大橋国務大臣 大体その程度の閉山を見込んでおられますか。

○井手委員 重ねて大臣にお伺いしますが、今のこのだらだら不景気の中では、それ以上の計画は組めないでしょう、組めますか。

○大橋国務大臣 それ以上の計画を組むにつまましては、また何か新しい方策の検討を要するだろうと思えます。

○井手委員 今の一万八千人ですが、職業安定は来年度の計画一万八千人、それ以上のものが新たに開拓されるとは常識的に考えられません。そうなりますと、政府雇用ということになります。政府機関の雇用だつて、来年は二千八百人、これもなかなか困難ですよ。なかなか甘いものじゃございませぬよ。四百四十万トンの以上の整備ということとは困難ですよ。私はここにずっととどつて参りました。これは雇用の関係です。三井が九千四百六十六人、北炭が六千人と言つておる。三菱は美唄が五百五十人、その他を加えますとかなりな数字ですよ。それから明治、日炭、いろいろ加えますと膨大な数字になりますよ。私のこのざつとした計算でも、この合理化によるものは、二月以降各社が労働組合に申し入れた数は二万人をこえているんですよ。これはあなたのおっしゃつた新規の三万人近くの数はまた別になりますよ、一部入つておりましたよ。労働大臣、こんなにたくさんを、そんなに簡単に雇用計画が立つとは思われ

ません。今の現状では四百四十万トンの大抵ぎりぎりとはお考えになりませんか。あまり通産大臣の立場を考えると、まあいいです。雇用の立場からおつしやうして下さい。

○大橋国務大臣 もとより雇用問題につきましましては、労働省としての立場で申し上げておることは、先ほど来同じこととございましては、来年度の予算の編成にあたりましては、大体新規の求職者は三万人程度という考えで予算を組んだわけでございまして、従いまして、それが非常に数が狂つてくるということになりますと、新しい予算措置を考えなければ、現在御審議願つておる予算では十分な実績を期待できない場合もあり得るんじゃないか、こういうふうにお考えです。

○井手委員 通産大臣、あの雇用計画からは四百四十万トンは閉山は無理なんですよ。合理化計画においても、大手のいわゆる能率向上による人員整理においても、そんな膨大な合理化計画は進められないはずですよ。あなたは審議会で検討してもらつておつしやいますけれども、審議会が検討できるようなものではなくて、審議会にはかけられないもの、その確信を持たなくては石炭鉱業審議会にはかけられないはずですよ。通産大臣、それじゃお聞きしますが、予算は整備資金と離職金については、幾らでもこの金を出せるような仕組みになっておるんですか、三十八年度予算案では、きょう、あすでしまいで、すから大事な点です。

○福田国務大臣 そういう問題に触れていくことが、審議会の権限にやはり触れていくから、私はそういうことに

ついても申し上げておらないわけなんではないです。そういう予算の問題も審議会でおやりになる場合には、案をおきめになる場合には、予算措置というふうな問題もあるいは考えておやりになる。それは考えないで、もうできているからいいと思ふるかもしれないし、それじゃ足りぬと思うかもしれない。そういうことを含めて、すべて審議会の御意見を聞いて措置をいたしたい、こう申し上げておるわけであり

○井手委員 石炭局長にお伺いいたしますが、三十八年度予算案には整備資金は何に幾ら組んでおられますか。離職金は何人を予定されておられますか。

○中野政府委員 今ちよつと数字を持ち合わせておりませんけれども、先ほどの御質問のように、閉山規模は四百四十万トン。それから出てくる離職者に対する離職金、それから整備資金については、これは合理化の方もありまして、またこれは市中調達等がどの程度できるかという見込み等がございしますので、なかなか計算はむずかしいと思ひますが、一応今のところは六十億の財投を掲げておるわけであり

○井手委員 離職金は、大臣、一万三千人しか組んでないんです。雇用計画と予算の面から一応限界があるはずですよ。審議会に一切をまかせるといふわけには参りませんよ。大臣の答弁として、やはり四百四十万トン、予算の範囲内ではかあなた答弁できないはずですよ。また、予算の範囲内で合理化計画を進めていくという以上はできないはずですが、それでもなお審議会にかけ、その決定に従つておつしやるので

○福田国務大臣 私は、石炭の問題は別にいたしまして、政府が、予算以外には絶対にできないという断定で政治をする必要はないと思つておられます。○井手委員 予算をつくる時分は、一年間の確実な見通しを立てて審議を願うのじゃございませぬか。非常にぐらぐらするような不確定なものばかりでお立てになるわけではございませぬ。そういうことではないはずですよ。いよいよ実行しかけてみて、経済情勢の急変であるとか何とかであるような場合には変える場合もあるでしょうけれども、まだ予算が衆議院を通過する前に、そういうあやふやなことを言うものじゃございませぬ。ある程度の確信を持つて、これくらいの見込みです、こういう計画でやります、こう言うのが建前じゃございませぬか。四百四十万トン以上もやむを得ない、審議会の決定では、五百万トンでも六百万トンでも、もし審議会がおきめになるならば、それに従つてお考えですか。そのときの予算はどうなりますか。

○福田国務大臣 われわれは一応の予算を立ててやつておるわけでありまして、今あなたがお話しになつたことでも、二百九十万トンという数字が出ておる。それに百万トンほど残つておるというところであれば、一応それでカバーしておるわけ、われわれとして一応それでやれると思つておりました。しかし、政治にしても経済にしても、すべて生きものですから、また災害とかいろいろの問題もあるでしょう、いろいろな問題がある場合に、当初予算というもので縛られるとは私は考えておりません。現段階においてはこれだと思つて予算を出して

いることは、これはもちろん明瞭でございませぬ。しかし、そういうことも含めて、今後三月の二十日までどういう数字が出てくるか、私つまびらかにいたしておりませぬが、そういうような数字が出た上で、そういうものも含めて、こういう事情になつておられます、こういうふうな数字であります、予算はこういうふうになつておられます、どうしたらよろしゅうございませぬかと、こう言つて聞くのが、これがいわゆる諮問というか、審議会に対して意見を求めることで、これは予算が足りないからこうしますとか、これは政府としての責任でこうやります、こうきめていくのでは、いわゆる審議会にかけるという大本を失するのではないかと。従いましてここでは、遺憾ではあります、あなたにそういうことについて御答弁申し上げるわけにいかぬ、こう申し上げておるわけにございませぬ。

○井手委員 そのほか私はいろいろ申し上げたいことがありますが、時間がだいぶ経過しましたから、その点についての結論を急ぎますが、こういう情勢です。閉山計画というものが、どんな予定に定めておられる。合理化計画が非常に進んでいる。これを何とかスローダウンしなくてはならぬというのが、多くの方々の意見なり主張です。しかし現実にはやむを得ないというので、三十八年は四百四十万トンの閉山を計画された。ところが大手の合理化計画は、もつとひどいものが次々に出ておるのです。そういうときに、雇用計画の従わないような合理化、閉山計画というものは、会社の一方的な意思で、会社がやるからしようがないということだけで済まされぬと私は思

